相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市古知野町塔塚九六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮田　一榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号　ザ・スクエア七階S七アール・イー綜合法律事務所　相続財産管理人　森　亮爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市佐和町六一〇番地、最後の住所滋賀県彦根市和田町二番地五　被相続人　亡　前川　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

滋賀県彦根市大東町五番一二号ＵＫＡＩＢＬＤ．三階　相続財産管理人　弁護士　北村　美菜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市此花区四貫島二丁目二三番、最後の住所大阪市此花区四貫島二丁目二三番一四号　被相続人　亡　久田　清朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル三階　相続財産管理人　弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区鴫野東二丁目六九番地、最後の住所大阪府大阪市城東区鴫野東二丁目一六番二二号　被相続人　亡　宮﨑　清己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル三階　相続財産管理人　弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市久々知三丁目三二二番地、最後の住所兵庫県尼崎市下坂部二丁目一〇番一二号　被相続人　亡　角家　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

兵庫県尼崎市昭和通四丁目一一七番地エスティ尼崎ビル五〇二号　相続財産管理人　司法書士　上野　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県日高郡日高川町大字佐井一二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　片山與二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

和歌山県御坊市薗二六六番地三一一　相続財産管理人　司法書士　戸上　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市菰田東二丁目四六一番地、最後の住所福岡県久留米市城島町浮島六四三番地一　被相続人　亡　古賀　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

福岡県久留米市城南町一一一―一一　相続財産管理人　日野　佳弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市小頭町六番地一、最後の住所福岡県久留米市梅満町一〇四四番地一　被相続人　亡　日下部孝信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

福岡県八女郡広川町大字川上六三〇番地一　相続財産管理人　藤島　多賢

債権申出の公告（第一回）

東伊豆町白田土地区画整理組合は、平成十二年三月八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

静岡県賀茂郡東伊豆町白田三〇一番地の一　東伊豆町白田土地区画整理組合　清算人　山本　秀明　清算人　矢崎　惺　清算人　山本　正博

債権申出の公告（第一回）

当社は、平成二年法律第六十四号附則第六条第一項の規定により平成八年六月一日に解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十三年九月一日、東京地方裁判所（平成二十三年（ヒ）第二五五号）より清算人が選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

東京都新宿区西新宿三丁目一五番五号ライオンズマンション西新宿一〇一四号　株式会社四宮　連絡先　岡山市北区天神町六番四八号しろした法律事務所　清算人　弁護士　土居　幸德

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年 4 月 19 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社第一建材店　②長野県知事(1)5083　③代表取締役　清水慶子　④長野県長野市信州新町里穂刈501　株式会社第一建材店　代表取締役　清水慶子

①丸木不動産事務所　②愛知県知事(12)4515　③代表　木全二六丸　④名古屋市北区西志賀町１丁目４番地　丸木不動産事務所　代表　木全二六丸　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市北区西志賀町１丁目４番地